

平成22年 教育委員会第10回定例会 会議録

日 時 平成22年6月11日(金) 午後4時00分～午後5時48分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 『議案第26号』九段中等教育学校後期課程用 教科用図書採択にかかわる基本方針

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取
(2) 第2回区議会定例会報告
(3) 組織目標 【秘密会】

【子ども施設課】

- (1) 富士見みらい館(仮称)地域交流室の暫定利用

【子ども支援課】

- (1) 児童扶養手当の支給対象拡大

【学務課】

- (1) 中学校・中等教育学校公開日

【指導課】

- (1) 平成23年度使用教科書用図書の採択
(2) 事故報告 【秘密会】

【図書・文化資源担当課】

- (1) 平成23年度千代田区指定文化財の指定(諮問)

第 3 その他

【子ども支援課】

- (1) 事故報告
(2) 緊急保育施設

出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	福澤 武
教育委員	中川 典子
教育長	山崎 芳明

出席職員（１０名）

子ども・教育部長	立川 資久
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	清古 愛弓
子ども総務課長	坂田 融朗
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	眞家 文夫
児童・家庭支援センター所長	峯岸 邦夫
学務課長	門口 昌史
指導課長	坂 光司
図書・文化資源担当課長	前田 康行

書記（２名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長

それでは、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請がございましたので、傍聴許可をしているので、その点につきましてご報告をしておきます。

ただいまから、平成22年教育委員会第10回定例会を開会します。

今回の署名委員は、古川委員にお願いをいたします。

本日の議事日程は、お配りしてあるとおりでございますけれども、そのうちの第２、報告、子ども総務課からの（３）組織目標、及び指導課からの（２）事故報告は、政策形成過程及び個人情報が含まれているために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第６項、ただし書きの規定に基づきまして、非公開としたいので、その可否を求めます。

賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

市川委員長

全員賛成でございますので、そのように取り計らせていただきます。

このただいま申し上げました２件につきましては、非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

日程第１ 議案

指導課

- （１）『議案第26号』九段中等教育学校後期課程用 教科用図書採択にかかわる基本方針

市川委員長

それでは、早速ですが、議事に入ります。

議案に入ります。

議案第26号、九段中等教育学校用の後期課程用、それから教科用図書採択にかかわる基本方針について、指導課長から説明をしてください。

指導課長

中等教育学校の後期課程教科書採択にかかわる基本方針について、ご協議の上、議案としてご審議をお願いしたいと思います。

本日は、報告の中で、この後、小学校の教科書採択事務についてご確認いただきます。この内容と前後してしまうのですが、まず、基本的な動き、流れを簡単に説明させていただいた後、この議案26号の説明をさせていただきますと思います。

それでは、最初に教科書採択の基本的な手順を、簡単に説明させていただきます。

小学校・中学校と中等教育学校前期課程を含めました義務教育課程で使用する教科用図書、いわゆる教科書ですけれども、これは教育委員会の権限と責任において、適正・公正に行うことになっています。小・中学校と中等教育学校の前期課程で使用する教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無料措置に関する法律、これに基づいて地域内の教育委員会が一括採択することになっております。このため、図書選定委員会あるいは調査委員会などの組織を教育委員会から設置させていただきまして、教育委員の皆様を選定していただくための資料を作成・答申した後、この教育委員会に諮って、採択をお願いすると、こういう流れになっております。

今年度は、来年度（23年度）から小学校で使用する教科書を採択する時期になっておりまして、このことについては後ほど詳細をご確認いただきたいと思います。

一方、この議案第26号、本題に触れるところですが、高等学校の教科書採択については、各高等学校によって生徒の状況が多様でして、学力や教育課程、いわゆるカリキュラムですが、この学習内容が非常に幅広くなっている現状がありますから、高等学校の校長の権限と責任で教科書を選定し、教育委員会に報告いただき、教育委員会で採択することになっております。

ということで、小・中学校の教科書採択と若干流れが異なっております。

したがって、中等教育学校後期課程で使用する教科書は、九段中等教育学校校長の権限と責任で選定することになるのですけれども、採択権者である千代田区教育委員会として、この採択に係る基本方針を定めております。

本日の議案26号は、この基本方針についてご審議いただくものでございますけれども、この基本方針、例年、次年度の使用教科書の採択方針として、毎年ご審議をいただいております。この方針で、平成18年度から、毎年、都合4回の採択事務をしておりましたが、特に支障がなかったことから、今年度は、この来年度（23年度）の採択の基本方針ということで限定せずに、今後、複数年にわたって適用できる基本方針に位置づけを変更させていただき

たいと考えております。

なお、国の基準等に変更があった場合は、その都度この基本方針の改正手続をとらせていただきたいと存じます。

それで、お手元にあります議案26号ですけれども、内容については、昨年度のものとは変更はございませんが、この中で、採択権者や選定権者を明確化するとともに、採択の留意事項として、専門的な調査研究組織を校内に設置しなさいということや、文部科学省が定める目録から図書を選びなさい、あるいは、東京都教育委員会が作成する調査研究資料も活用してください。また、調査研究の観点を中ほどで示しております。

この内容についてご審議賜りまして、ぜひ原案どおりご議決いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

市川委員長 説明が終わりました。ご質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

中川委員 例えば、学校の中に、その教科書選定委員会というのを設置するそうですが、逆に私たちが傍聴するというようなことはできるのでしょうか。

指導課長 選定委員会については、秘密とさせていただいているのが原則です。しかし、採択終了後にその議事録等を公開するという運びになっています。

この後、小学校の採択については、別途定めた形で、教育委員の皆様が採択権者ですので、採択をする権限をお持ちの方ですから、全部資料は提出させて、ここでご審議いただく形になります。九段中等教育学校の後期課程、つまり高校部分の教科書については、生徒の実態に応じたものを学校が選ぶということと、それから、本区の中には1つしか高等学校部分がございますので、選定については校長の権限と責任で実施しなさいという規定になっております。

市川委員長 いかがですか。

中川委員 決まってしまってから何か問題が出てきたりとかというようなことはありましたか。

市川委員長 これはですね、私が発言していいかどうか分かりませんが、教育委員会で決めた後に意見を言うということは、小中の教科書でもございません。ですよ。

指導課長 はい。

市川委員長 ですから、採択、そういう意味では教育の現場の話ですので、最大限にその採択権者の意向といいますか、それを重んずると。ですから、多分教育委員会で、この教科書というふうに採択——いろいろ前の調査段階から、今もやっていますけども、展示なんかしていますね。そういうことを踏まえた上で、この教科書を採択しますと。教育委員会で決めて採択した後、手続上に問題があれば別ですが、やることをやらなかった、例えば展示することをしなかったとか、そういうことがあれば別でございますけれども、そうじゃなくて、正当な手続にのっとって決めた後、この教科書はまずいじゃないかと

指導課長
市川委員長

ということをおっしゃられても、それを受け付けるというか、審議し直すというふうな決まりにはなっていない。というのが解釈だと思います。

よいですか、それで。

はい。

したがいまして、高等学校はその学校が学校で選びますので、その中でいろんな議論が出て、採択された結果については、形式的にと言ってはあれなんですけれども、教育委員会でオーケーを出すわけでございますけれども――報告をいただいでですね。しかし、それがまずいじゃないか、別の教科書にきなさいというようなことは、教育委員会も申し上げられない。事務上のことは別としましてね。

それで良いですか。

指導課長
市川委員長
指導課長

はい。

ということでございます。

中川委員がご心配の向きは、後ほど小学校の事務手続のときに説明をさせていただきますが、選定作業がブラックボックスになっているということではございませんで、静ひつな環境で、公正・公平な採択事務を進める意味で秘密にしておくけれども、この教育委員会にかけるときは、学校で調査したものも含めて、大きくは3段階あるんですが、1段階目からすべて、ここに調査資料を提出するように義務づけています。それで、選定委員長から、答申ということで詳細を報告させていただきますし、担当指導主事から内容についての補足説明などをさせていただき、最終的には委員の先生方にご判断いただく、採択いただくということでございます。

外部からの影響を遮断するというので、手続作業中は秘密にさせていただきますということでございます。

市川委員長

よく話題になりました採択をやられたというのは、横浜市でしたか、ございましたけれども、あれは、でも当然のことで、そのまま採択になっているわけなんですね。

ほかによろしゅうございましょうか。よろしいですか。

(了 承)

市川委員長

それでは、本件は議案でございますので、採決をしたいと思います。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、それにのっとりまして、基本方針案のとおり進めていただきます。

日程第2 報告

子ども総務課

(1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取

(2) 第2回区議会定例会報告

子ども施設課

- (1) 富士見みらい館 (仮称) 地域交流室の暫定利用
子ども支援課
- (1) 児童扶養手当の支給対象拡大
学務課
- (1) 中学校・中等教育学校公開日
指導課
- (1) 平成23年度使用教科書用図書の採択
図書・文化資源担当課
- (1) 平成23年度千代田区指定文化財の指定 (諮問)

市川委員長	それでは、日程の第2、報告に入ります。子ども総務課長から報告をお願いします。
子ども総務課長	それでは、子ども総務課のほうから、2点ほど、いずれも区議会に関する情報提供でございますが、まず1点目が、教育事務に関する議案にかかる意見聴取ということで、今般の議会におきまして、教育に関する議案の提案につきまして、区長から意見を求められましたので、異議なしと教育委員会としては回答したということでございます。そのやりとりの書面が添付をされております。 案件につきましては、区立図書館条例の一部改正、それと幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正という内容でございます。 なお、この2条例、そして九段中等の改修工事、これも契約案件ということで今般出させていただいておりますが、その3つの案件につきまして、昨日の常任の所管委員会の中で了承されましたので、最終的には最終日の本会議ということになりますけれども、常任委員会の中では一応その3案につきましては了承されたということで、ご報告させていただきます。 もう一件ですが、区議会定例会報告ということになります。 まずは、6月2日から、ただいま真っ最中でございますけれども、6月22日までということで会期が決まっておりますが、まず区長の招集あいさつにつきまして、その全文を添付させていただいております。区政を取り巻く喫緊の課題について区長が述べたものでございますので、ご一読いただきたいと思います。 そして、それを受けまして、各会派による発言通告といえますか、質問がございました。その一覧が、発言通告書、総括表という形で添付させていただいております。黒く塗ってあるところがまさに教育にかかわる質問内容でございます。 それに対する答弁も含めまして、実はその次に添付をさせていただいております「区議会定例会 教育委員会関係質問」ということで、質問とそれにかかわる区長及び教育委員会の答弁の内容を掲載させていただいております。

特に今回の各議会での質問につきましては、まずはこの保育園の待機児対策についてどうするのかというような問いですとか、２ページに参りますと、平和施策の中で特に学校においてどういう取り組みをしていくんだというような質問がございました。

さらには、保育の市場化といいますが、要するに、保育事業というものに株式会社等が参入することについて、いかなものかというような問いもございました。

また、教育と体罰の関係ということでの問われ方もしております。

さらには、虐待予防ということで、特に児童に限らないんですけれども、お年寄りですとか、配偶者、あるいは障害を持った方、そして児童、それぞれ虐待ということが大変な問題にはなっておるんですが、その緊急に対応する相談窓口なるものを一元的に整備したらどうだというようなご質問もございました。

それぞれ教育委員会なり所管の政策経営部等でお答えをいたしております。ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

市川委員長

２点の説明がございましたが、第１点目は、前回のときに内容等に変更がなければ事務的に処理をしていただいて結構ですといった案件でございますが、報告のとおり、ほかに変更することがなかったので、そのままでございます。そのとおりに回答をいたしましたということでございますが、定例会での委員会の――本会議ですか、本会議での質疑応答については、ただいま資料を説明いただいたのですが、何か発言がございましたらお願いをしたいと思います。

これはちょっと、読まないかね。

子ども総務課長

そうですね。

市川委員長

そういうことでございまして、もしご異議がなければ、読んで、この点ちょっとわかりづらいんだけど説明をしてくださいということは、次回にしたらいいかなというふうに思いますので、それでよろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、本件につきまして、そのように取り計らわせていただきます。

次は、子ども施設課長からですか。

子ども施設課長

富士見みらい館の地域交流室の暫定利用について、ご報告いたします。

委員の皆様には、このパンフレットが今ございますので、ここの後ろから２枚目、各階案内っておりますが、上段の１階です。右側が早稲田通りなんですけれども、そこから入って左手のほうに、(仮称)地域交流室と表記がございますけれども、その部屋についてでございます。

この部屋は170平米ほどの部屋なんですけれども、この部屋の位置づけにつきましては、学校・こども園などの教育施設からは独立した施設として位置づけられておるものでございます。この施設については、今年の10月、随

分前になりますけれども、この教育委員会でも、体験や交流を通じて、児童の健全な育成を図るというような基本コンセプトで施設づくりを進めますということで報告をさせていただいたところですが、今まだ議会などで、そのコンセプトに基づいての施設づくりについてご議論いただいている段階で、詳細は決まっていない状況です。

その際にも説明させていただいたんですけれども、議会のほうからいただいた意見でも、早急にその用途を決めるのではなくて、十分な検討期間と試行を経て、本格的に実施しろというような整理をしてもらっています。

現在、そのコンセプトに基づいて基本プランを考えているんですけれども、それをちょっとお示しするのがもう少し時間がかかってしまうということなので、今回、当面の暫定利用ということで施設を開設させていただきます。それについてのご報告でございます。

具体的には、資料がございます。富士見みらい館の暫定利用についてということで、A 4 縦の資料をごらんいただきたいと思います。

1 の暫定利用の実施、(1) でございますけれども、ここの写真にございますように、部屋にテーブルやいすを設置いたしまして、こども園の送迎の保護者の方たちや地域の方たちが気軽に立ち寄れるような、コミュニケーションの場として活用していただくということで考えております。

イメージ的には、ここの区役所の 1 階に区民ホールというのがあるんですけれども、そこはいろいろ、学生さんたちがおしゃべりしたりというような活用のされ方になっておりますけれども、そういったイメージで当初は活用していただくというようなことを考えております。

なお、この部屋には、トイレとか、授乳室兼調乳室ですとか、おむつ交換台なども完備しております。

資料の 1 の (2) 開室日及び開室時間ですけれども、日曜・祝日・年末年始を除く毎日、朝の 9 時から夕方 18 時半までの開設ということで考えております。

暫定利用開始時期ですけれども、ここには 22 年 6 月予定とありますが、6 月の 14 日、来週の月曜日から開設できる見込みとなっております。

(4) の施設管理業務、これについては、委託の内容ですけれども、設備の保守だとか、清掃だとか、安全管理面について、ここの富士見みらい館の S P C でございますアンファン富士見株式会社に委託するということで進めてまいります。

2 の本格利用の検討でございますけれども、今年度、基本プランについて、この暫定利用の利用者の方ですとか、地域のご意見を踏まえて検討しまして、23 年度には本格的な利用開始を考えております。

基本プラン、また、たたき台ができましたら、教育委員会でもご意見を頂戴したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

市川委員長

ただいまの報告につきまして、何かご質疑、ご質問等ございましたら、お

	願いたいと思います。 よろしゅうございますか。 (了 承)
市 川 委 員 長	それでは次に移りたいと思います。 次は、子ども支援課長から、児童扶養手当の支給対象の拡大ということについて、報告をお願いします。
子ども支援課長	児童扶養手当の支給対象拡大ということで、資料をご用意させていただいてございます。 従前は、母子家庭に限りまして児童扶養手当の支給ということがなされておりましたけれども、国のほうの制度が変わりまして、父子家庭におきましても、要件に該当すれば児童扶養手当の支給対象となるということで、その関係のご報告になります。 現在、千代田区内で把握してございます対象世帯数12世帯、児童数19名ということになってございますが、把握漏れ等もあることが予想されますので、来月、7月20日号の広報に掲載いたしますとともに、児童育成手当の受給者に対しまして、制度改正のお知らせを郵送するというので、制度の周知を図っていきたいと考えております。 制度の内容につきましては、これまでの母子家庭に対して支給されておりました児童扶養手当の支給対象をそのまま活用するというものでございます。 制度の開始時点が8月の1日ということになっておりますので、7月31日までに支給要件に該当している世帯の方でしたら、11月末日までに申請をしていただければ、8月分から支給、8月1日以降11月30日までに要件に該当された方につきましては、要件に該当した日の翌月分から支給、11月30日を過ぎた場合につきましては、申請の翌月分から支給ということで整理をさせていただきます。 支給開始日ですが、本年12月が第1回目の支給となる予定でございます。報告は以上です。
市 川 委 員 長	報告が終わりましたが、何かご発言ございましたらお願いをいたします。 この表の見方で、これはもう前から決まっていることなんでしょうけど、ちょっと一見すると、6番目の所得制限の有無がありますね。
子ども支援課長	はい。
市 川 委 員 長	まず、受給者が全部支給される場合と、一部支給される場合があって、この受給者なるものは、一体どなたがなるのか。世帯主と書いてあるから、世帯主のことなんでしょうとは思いますが、その横に扶養義務者ってありますね。
子ども支援課長	はい。
市 川 委 員 長	この辺がちょっとわかりづらい。それから、扶養親族等の数によって、その数字が変わってくるようなんですけども、それはわかるんですが、0人というのは一体どういう家庭の状況なのか、ちょっとわかりにくいんです。

子ども支援課長	が。
子ども支援課長	父子もしくは母子ですので、例えば父子で同居をなさっている——お父様と同居をなさっているお子さんですけれども、扶養義務自体はお母様が持っている場合に、扶養親族の数——税法上の扶養親族の数としては、お子様と同居をなさっていても扶養していないということで、ゼロという数字が出る場合もございます。
	ですので、この場合、扶養親族——税法上の扶養をしていないけれども、支給対象になる。父子家庭として支給対象になるという場合がありますので、ゼロという、通常では入ってこないような数字が入ってきてまいります。
	それで、扶養義務者と受給者の差でございますけれども、扶養義務者、今の例で言わせていただきますと、税法扶養のお母様が扶養義務者、受給者はお父様という形になりますので、このような表現をさせていただいております。
市川委員長	それは、今の説明だと、同居しようがしていまいが関係なさそうなんですけど、それは違うんですか。
子ども支援課長	父子家庭——例えば離婚されていますと、通例ですと、お子様はお母様とご同居をなさっているけれども、扶養自体は、扶養義務者としては、離婚をされたお父様が親権を持たれて扶養義務を負われているような場合というところがありますので、扶養義務者はお父さんなんですけど、お母さんと同居をなさっているので、母子家庭ではあるというところという。
市川委員長	わかりづらい。つまらないことを聞いているようなんですけど……
子ども支援課長	かなりややこしいです。
市川委員長	実態はあるんじゃないのかなあ。離婚しても、同じ屋根の下に住んでいるというようなことはね。
子ども支援課長	ええ。あります。
福澤委員	これ、実態を把握するのに結構大変じゃないですか。
子ども支援課長	はい。非常に……
福澤委員	ミスが出てきちゃうんじゃないのか。
子ども支援課長	資料の3番に、支給対象となる子ということでいろいろ書かせていただいているんですが、これの把握がなかなか困難でして。
市川委員長	それはそうだろうな。
子ども支援課長	申告をしていただきますと、実数把握ということが非常に難しくなっております。委員長がおっしゃられましたように、家庭内で同一の建物に住んでおきながら、世帯上は離婚なされているという実態のご家庭というのも想定されますので、その辺の把握といったものも必要になってくるかと思っております。
市川委員長	すみません。くだらないことを聞きまして。
	よろしゅうございますか。
福澤委員	ダブって支給しちゃうようなことが出てくるんじゃないかな。

市川委員長	いや、子ども手当でね、外国にいる子を養子にしているのは良いんだみたいな、そういう——あ、養子じゃなくて、親子関係・養子であれば手当がもらえるよというようなことがありましたよね。五百何人、養子を。 はい。すみません。いかがでしょう、ほかに。 よろしゅうございますか。 （了 承）
市川委員長 学務課長	それでは、次に学務課長から、報告をお願いします。 では私のほうから、区立中学校・中等教育学校の公開日につきまして、資料に基づきましてご説明申し上げます。 麹町中学校、神田一橋中学校につきましては、学校選択制を実施しているところでございます。また、九段中等教育学校につきましては、選考により入学者を決定しているところでございます。日ごろの学校生活ですとか教育活動を知っていただくために、学校の公開を行っているところでございます。 こちら、内容につきましては、一斉公開日ということで、麹町中学校・神田一橋中学校につきまして、9月6日から10日、11日まで一斉公開を行いまして、最終日にはそれぞれの学校で学校説明会を、小学校6年生の保護者を対象にしまして実施をしているところでございます。 そのほかにも、各学校では、合唱コンクールですとか運動会ですとかキャリア教育講演会とかを一般に公開をさせていただきまして、学校の教育活動を見ていただくような形のものをとっております。 九段中等教育学校につきましては、10月の中ごろに、学校公開週間という形で広く公開をしているところでございますが、それ以外にも九段祭ですとか、そのほかの体験授業等を公開しているところでございます。 この内容につきましては、既にホームページ上に掲載をしております。そのほか、小学校5・6年生にチラシを配付させていただいているところでございます。また、8月初旬になりましたら、広報千代田にも学校一斉公開日という形で掲載をする予定でございます。 報告は以上でございます。
市川委員長	報告が終わりました。何かご発言がございましたらお願いいたします。 どうぞ。
古川委員	神田一橋中なんですけれども、公開日が大体平日で、土曜日もあるんですけども、小学生の高学年の子が、中学、麹町か神田一橋か悩んでいるお子さんの見学する機会ということであると、神田一橋はちょっと平日しかなくて、小学生の子どもたちは行けないのかなと思ったんですけど。
学務課長	先ほど、一斉公開の土曜日のところが入っていないということでございますか。
古川委員	はい、そうですね。
学務課長	麹町と神田一橋の両方ございますので、そういう面で、説明会をするときにどちらかという形で設定はしているところでございますが、確かに委員が

古川委員
市川委員長
古川委員
市川委員長

おっしゃられるところもありますので、神田一橋の校長先生に相談してみまして、追加ができるのかどうか、私どもで確認してみます。

よろしくお願いします。

よろしゅうございますか。

はい。

ほかにいかがでしょう。よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、次に参りたいと思います。

次は、指導課長からですね。教科書、23年度の使用教科用の図書の採択です。お願いします。

指導課長

先ほど議案第26号で、中等の後期課程の教科書採択について説明をさせていただきましたが、これからの説明は、小学校の教科書採択事務本体の説明になります。

今日、綴じさせていただいた資料を、資料7まで、ちょっと量が多いのですけれども、この資料を説明させていただく中で、手順を確認いただき、ご承認いただければ、この形で学校に指示をしたいと考えております。

まず資料1をごらんください。本区の小・中学校・中等教育学校、前期の教科書につきましては、採択事務取扱要綱に基づいて、これまで実施してきたものでございます。22年4月1日に教育長決裁が一部変更になっておりますが、これは、組織名が育成指導課から指導課に変わったことに伴う表記を整えた点のみでございまして、内容は変わっておりません。

第3条に、採択の時期ということで示させていただいておりますが、ここで、先ほど紹介いたしました「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」、これに基づいての事務手続になってまいります。最終的には、教育委員の皆様にご判断いただく、決裁いただくということになるわけですが、そのご判断いただく資料を作成するために、先ほど3段階の組織を用意していると申し上げましたけれども、第4条に規定しております選定委員会というものがまずございまして、これが一番上位に位置するものでございます。今年度は、この委員は、小学校の校長・副校長が務めて、それぞれの、正確に言うと種目という言い方をしているのですが、簡単に申し上げますと、教科の責任者を務める方々がこの選定委員となります。

選定委員長を配置しまして、その選定委員長から教育委員会には報告・答申をするという手はずになります。

その下に位置する組織が調査委員会ということで、第5条に示されたものですが、これは、各教科の代表責任者を校長または副校長が務めますが、各小学校から1名ずつ、専門的な知識を持った教員が集まりまして、ここで、各学校で調査した材料をさらに深めるという形になってまいります。

この調査委員会に資料を提供する前段として、第6条にあります研究会というもの、組織がございまして。これは各学校で、校長を初め教員が、見本の教科書を活用し、また東京都の資料などもあわせて、分析・研究するという

形になっております。この組織の位置づけは、また後ほど補足させていただきたいと思います。

それから第7条で、特別支援学級について規定しております。特別支援学級で使う、いわゆる固定学級で使う教科書ですが、原則は通常学級で使う教科書と同じものを使うことになっていきますけれども、お子さんの状況に応じて、設置校の校長が、ここでは「第9条の規定による教科用図書」と言っておるんですが、1つの縛り、目録がありまして、その中から設置校の校長が申請し、教育委員会でご採択いただくということができるという規定になっております。

先ほど中川委員からもご心配いただいた点は、第8条で規定されている部分ですが、静ひつな環境を確保するという意味で、これらの選定委員会から始まって、各学校で行う研究会はすべて非公開とさせていただいております。しかしながら、この各段階で調査したものは、すべて教育委員会に報告いたしますし、8月の末に採択終了しましたらば、選定委員会の議事録を公開するという運びになっております。

なお、採択に関する教育委員会の協議は、公開とさせていただいております。

それから、ちょっと申し逃してしまいましたが、一番上位に位置する選定委員会には、先ほど校長と副校長というお話をしましたが、このほか、保護者の代表を2名加えております。保護者の代表2名の方に入っていて、最終的な資料の詰めをするということになっております。

続いて、資料2でございますが、この要綱に対し細目ということで、委員の要件ですとか、細かなことを規定したものでございます。この資料2の裏面5に調査研究の観点ということで、こういうようなことを詳しく調査研究してくださいねという項目を示しております。

報告様式1、2、3というようなものが6で示されておるのですが、これは、採択の協議のときに適宜ごらんいただいて、活用していくものということになります。

続いて、資料3、A4横の資料をごらんください。縦軸が日程、横軸が組織となっております。一番右の縦の列、展示会、これは前回の本委員会で報告させていただいた教科書展示会が、このような形で今動いているということでございます。

そして、右から2番目の列が、先ほど議案第26号でご承認いただいた日程がおさまっております。

そして、その隣の特別支援学級、固定級、今年は小学校のみの配置になっておりますけれども、先ほどの要綱の第7条に規定されている特別支援学級での調査研究を、この矢印の期間でして、7月20日には校長から申請を出してくださいという流れになっていきます。今回は、その左隣にあります小学校の採択の日程がこのような形になるわけですが、この表のイメージをまとめたものが資料4になっております。

A 4 縦で、小学校の教科書採択の日程概要と関係図を示させていただいたものですが、先ほど要綱で申し上げた3つの研究組織と教育委員会の関係を日を追って示しているものです。時計と逆回りになりますが、本日、教育委員会でこの日程、手順をご確認いただきましたら、すぐに校長会へ指示をさせていただき、選定委員の推薦、そして来週早々に図書選定委員会を開催いたしまして、要綱はこういった内容であるとか注意事項、また選定の留意点などを説明させていただきます。

本日、見本本を各学校に配布しましたので、すぐに各学校では調査研究に入りますけれども、この図の一番下、下段にあります各学校教科用図書研究会、これがそれぞれの学校で7月7日まで勉強しながら、調査研究をしていくということになります。

それをもって各学校からの代表選手が1名ずつ教科別に集まってくるのが、7月12日に予定されている教科用図書調査委員会になります。ここを総括するのが、校長先生、また副校長先生ということで、7月20日には、この調査委員会でまとめたものを、選定委員会として校長先生方が最終的な調整をまいります。

そして、今年度の予定では、7月27日の定例教育委員会で、図書選定委員会から答申をしていただき、教育委員会でご協議いただきまして、8月24日に最終的な採択をお願いするということでございます。

今までお話しさせていただいた内容の根拠になるものが資料5ということで、国それから東京都から出ている資料を添付させていただきました。資料5の裏面に、中ほど2で、教科書採択の公正確保ということで、ちょっと細かな字で読みにくいのですが、中ほどに、「また」からですが、「静ひつな採択環境を確保していくため」、ちょっと飛びますが、「外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、対応すること」と。採択事務に支障を来すような事態、あるいは違法な働きかけがあった場合は、関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとることということで、採択をしていただく教育委員の皆様もそうですけれども、関係する教員等についても、守秘義務ですとか、あるいは教科書編集者との接触等については制限を掛けていく次第でございます。

この通知文、7枚ほどあるのですが、一部省略させていただいて、資料6をごらんください。表が1つ入っております。

来年度から4年間、小学校で使用する教科書は、今回こういうような出版社・発行者から、教科書として出版されております。全部で52種類になるかと思えます。この中から、千代田区の子どもたちにとってよりよい教科書を選んでいただく、ということになります。

最後、資料7としてお付けしたのは、先ほどの組織において、大体こういうような内容のことをしていきますということで、項目だけですが、簡単に示させていただきました。

	説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
市川委員長	説明が終わりましたが、何かご発言がありましたら、お願いしたいと思います。どうぞ。
中川委員 指導課長	資料6ですけど、小学校教科用図書というのはありますけど、中学校は。はい。中学校は昨年採択をさせていただきました。通常では4年に1回、4年がワンサイクルなんですけど、学習指導要領が今度変わるもので、2年の変則になっております。ですから、恐縮ですが、来年は中学校の採択をお願いすることになります。
	中学校は、去年、採択をしましたので、その採択した教科書を、今年は使わなければならないという縛りになっています。それで学習指導要領が変わるので、24年度向きに来年23年に中学校を採択していただくと。そんな流れでございます。
市川委員長	よろしゅうございますか。
	ほかにいかがでしょう。どうぞ。
古川委員	選定委員会が各学校の校長先生と副校長先生で、そこに保護者の方が2名入るんですが、その保護者の方はこういった方なんでしょうか。PTAの関係の方ですか。
指導課長	はい。校長会に推薦をお願いいたしまして、麹町地区と神田地区から、それぞれPTA会長さんをお願いさせていただいています。正式には、今日決めていただいた後、正式な回答をいただくようになっておりますが、現段階では、候補として、その方々にご協力いただけるというふうに聞いております。
市川委員長	よろしゅうございますか。
古川委員	はい。
市川委員長	ほかにいかがでしょう。
	(「なし」の声あり)
市川委員長	ございませんようでしたら、次に移りたいと思います。
	最後の報告事項になりますが、図書・文化資源担当課長から報告をお願いします。
図書・文化資源担当課長	はい。平成23年度千代田区指定文化財の指定について、ご報告させていただきます。
	5月24日の月曜日ですが、今年度第1回目の文化財保護審議会が開催されました。その会議の冒頭におきまして、山崎教育長から、平成23年度の千代田区の指定文化財の指定についてということで諮問がありましたのでご報告させていただきます。
	なお、今後の予定ですが、現地調査を含めまして、審議会の委員の皆様が審議・検討をいたしまして、来年の3月末には答申をいただく予定であります。
	なお、現在、千代田区の指定文化財ですが、今年、22年度3件指定しましたので、全体としては61件になります。その半数以上が有形文化財、建物と

市川委員長
図書・文化資源担当課長
市川委員長

か古文書等々の有形文化財になっております。

以上です。

説明が終わりましたが、資料はなかったんですね。

特に、今日は資料はありません。口頭のご報告だけです。

何かご発言ありましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。

(了 承)

日程第3 その他

【子ども支援課】

(1) 事故報告

(2) 緊急保育施設

市川委員長
子ども支援課長
市川委員長
子ども支援課長

それでは、各課長から何か、そのほかに報告することがあれば、どうぞ。
すみません。よろしいでしょうか。

どうぞ。

5月31日に、保育園・こども園の保育料の引き落とし、口座振替をさせていただいてございますが、その際に、こども園保育料と給食費につきまして、二重引き落としという事故が発生いたしましたので、口頭でご報告をさせていただきます。

いずみこども園、ふじみこども園に通園なさっている方のうち、口座振替をご利用いただいている方、人数といたしまして合計131名の方につきまして、電算上、保育業務システム上のミスがございまして、4月分の保育料を5月分と合わせて引き落とししてしまうという事故が発生いたしました。額といたしまして、約160万円でございます。

原因としましては、このシステム上、保育料の収納をした際に、こども園につきましては4という符号、保育園につきましては0という符号をつけて管理をしているところなんです、システム上、こども園も0という符号を付してしまうという設定になっていた関係がございまして、4番という符号がないということで、未納という扱いで再度の引き落としを行ってしまったものです。

こちらにつきましては、当日中に、こども園に通園なさっている保護者の方からお問い合わせをいただきまして、二重引き落としがあったことが確認をされ、当日中に影響額等の確認を行いました。それで、いずみ、ふじみ両こども園に当日掲示を行い、翌日6月1日には、引き落としをしてしまいましたすべての保護者の皆様におわび文及びその額についてのお知らせをさせていただきます。

この返金作業につきましては、6月の4日から8日までの間に、引き落としをいたしました口座に振り込みをさせていただきまして、返金をいたしたところでございます。

再発防止についてなんですけれども、受託事業者あるいは私どもで、業務プログラムのチェックですね、こちらについては複数の目でチェックをする。あるいは、私ども職員といたしまして、複数件のデータを無作為に抽出をしまして、動作の確認を行うことで、再発防止に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

市川委員長

ご発言ありでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

教育委員さんのほうから、何かございますでしょうか。

中川委員

緊急保育所について。保育園を見せていただいたんですが、見せていただいた次の日の新聞に、0歳の子どもが、申し込んだのに入れなかった、入れなくて残念だというような記事が出ていたんですけれども。せっかく作ったのに、近所なのに入れられないんですか。

子ども支援課長

その記事は私も目にいたしております。ただ、ちょっと、事実誤認があったようでして。ご発言なされていた方、お名前も載っていましたので、その方についてちょっと確認をいたしましたところ、もともとご本人様、7月か8月に入所したいということで、事業者のほうにお申し込みをいただいております。現状7月から入所という扱いになっているという報告を受けてございます。

ですので、あの記事については、6月から入れなかったという意味では正しいのですけれども、業者といたしましては、お申し込みをいただいて、それに対応する形で入所ということで手続をしておりましたので、ちょっと、いかがかなというような記事になってしまった。その方についてはお問い合わせいただいていたので、事前にも確認をしてございましたし、記事が出た後、業者に再度の確認をしておりますけれども、やはりお申し込みに沿う形で入所ということでさせていただいているという状況でございます。

中川委員

そうですか。わかりました。

市川委員長

それでは、本日、定例会としては以上でございますが、この後は、日程の最後にしました議事にはいります。ここからの案件は、非公開となりましたので、傍聴者は退席願います。暫時休憩いたします。

休憩 午後4時59分

— 再開 —

(以降、秘密会につき、非公開)

— 閉会 —